

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

公 告	ページ
○高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の募集 (スポーツ課)	1

公 告

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成8年高知県条例第2号）第12条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

令和2年8月28日

高知県知事 濱田 省司

- 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - 施設の名称
高知県立障害者スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）
 - 施設の場所
高知市春野町内ノ谷1-1
 - 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 指定管理者が行う業務
 - スポーツセンターの利用施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
 - スポーツセンターの使用料の徴収に関する業務（調定業務を除く。）
 - スポーツセンターの施設、設備等の維持管理に関する業務
 - 障害者スポーツの指導及び普及に関する業務
 - 障害者に関する相談、研修及び健康増進に関する業務
 - (1)から(5)までに掲げる業務のほか、スポーツセンターの設置の目的を達成するために必要な業務
- 指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 応募資格
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、スポーツセンターの利用におい

て、利用者の平等利用を確保し、スポーツセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、スポーツセンターの管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループ構成は、次のいずれかとする。

- 県内事業者のみによるもの
- 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。）によるもの

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 定款、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書

キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、令和2年8月28日（金）から同年10月27日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和2年10月27日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。

(3) (1)の申請書等の提出のあつたものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県文化生活スポーツ部スポーツ課のホームページ

(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141801/>)からも入手することができる。

(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があつた場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者とスポーツセンターの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所、募集要項の配布場所及び問い合わせ先郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県文化生活スポーツ部スポーツ課

電話番号088-821-4712

ファクシミリ番号088-821-4716

電子メールアドレス141801@ken.pref.kochi.lg.jp